

兵庫県保険医協会 姫路・西播支部ニュース

№. 280 2022年5月25日



発行 兵庫県保険医協会姫路・西播支部 支部長 正木茂博

連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通 1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル 5F

兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1840 FAX/078-393-1802

姫路市で西播社保協が学習会

減免制度の周知、もっと徹底を

地域の医療・福祉改善のため、住民らでつくる西播社会保障推進協議会（西播社保協・会長高森信岳姫路・西播支部副支部長）は、3月25日「どうすればいいの？ 私の退職後の健康保険」をテーマに学習会を姫路市内で行った。姫路市の職員2人が退職後の健康保険や国保の制度について説明。西播社保協からは6人が参加し、退職に当たっての保険選択や保険料の減免制度の在り方について意見交換した。

西播社保協では、毎年秋に姫路・西播地域の5市6町で、医療・介護などの住民要求について懇談する「自治体キャラバン」を行っている。昨年のキャラバンでは、国保または高齢受給者証のパンフレットに「国保は社会保障である」と明記された自治体数が2から6に増えたことが判明するなど、運動の成果を実感するキャラバンとなった。毎月の幹事会では「社会保障の様々な分野について学び、要求実現をさらに進める力にしよう」と定期的に学習会を行ってきた。

姫路市の職員は退職後の健康保険は国保と社保を選択できることや、収入が減少した際に保険料を減免する制度があることを説明。国保の一部負担金の減免制度についても概要を報告した。



職員の報告を熱心に聞く参加者

質疑応答では「保険料の減免制度を利用している人の割合はどのくらいか」「該当するが制度を知らない人にどう案内しているのか」と質問が出されたが、市職員は「資料を持ち合わせていないので答えられない」「国保証を送る際に案内を同封しているが対象者に個別には連絡していない」などと、市民

（次ページにつづく）

（前ページのつづき）

の願いに背を向ける姿勢を示した。

参加者からは「行政が実態を把握せず、対象者に連絡もしていないことに驚いた」「減免制度をもっと周知徹底してほしい」などの感想が出された。

西播社保協では、誰もが経済的な心配なく

医療を受ける権利が保障させるよう、これからも運動を進めていく。今後は「みんなで考える交通のはなし」をテーマに交通政策についての学習会を6月に行う予定となっている。

第349回幹事会だより

2022年4月28日

■姫路・西播支部の会員数 692人（3月31日現在 医科441人、歯科251人）

■主な議論、報告

- ・新型コロナウイルス感染症についての情報を共有した。
- ・支部研究会について議論した。

【お詫びと訂正】

姫路・西播支部ニュース2022年4月号におきまして、次の記事に誤りがありました。皆様にお詫びするとともに、ここに訂正いたします。

■1 ページ 「診療報酬改定研究会」の歯科講師について

（正）小松 盛樹 先生

（誤）小松 秀樹 先生

健康情報テレホンサービス



通話料無料 **(0120) 979-451**

- ★24時間いつでも3分間程度の開業医の手作りの健康・医療情報を放送しています。
- ★インターネットでもご覧いただけます。過去の放送分もキーワード検索できます。URLは、<http://www.hhk.jp/> 左下のバナー「健康情報テレホンサービス」をクリック。

【5月のテーマ】

月曜日／陰嚢水腫
火曜日／臍ヘルニアとは
水曜日／性器ヘルペス
木曜日／社交不安症（社交不安障害）とは
金土日／突発性難聴

【6月のテーマ】

月曜日／マイコプラズマ肺炎の話
火曜日／口内炎について
水曜日／シャルコー関節
木曜日／気管支拡張症
金土日／ステロイド剤（外用・内服）の効果と副作用

★患者さんに配布していただける放送テーマのミニチラシ（A6サイズ）を作成しています。送付ご希望の医療機関は事務局（078-393-1840）まで。

医科 新点数 Q&A

※厚労省疑義解釈「その1」（3月31日）より抜粋・一部改変

1 初診料「機能強化加算」について

Q1 施設基準において、地域におけるかかりつけ医機能について「ホームページ等に掲示する等の取とされている取組を行っていること」とされているが具体的にはどのようなことか。

A1 例えば、

- ・当該保険医療機関のホームページへの掲載
- ・自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載
- ・医療機能情報提供制度等への掲載

等が該当する。

2 外来感染対策向上加算について

Q1 施設基準における「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制」について、具体的にはどのような保険医療機関が該当するか。

A1 現時点では、新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関が該当する。

Q2 施設基準において、「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて（中略）診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること」とされているが、

① 「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制」等を有する保険医療機関について、現時点では新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関、協力医療機関及び診療・検査医療機関が該当することとされているが、自治体のホームページにおいて、それぞれどのような情報を公開する必要があるか。

② 診療の体制を有しているにもかかわらず、自治体のホームページの更新がなされていない等の理由により、当該要件が満たせない場合について、どのように考えればよいか。

A2 それぞれ以下の通り。

① 重点医療機関及び協力医療機関については、少なくとも保険医療機関の名称、所在地及び確保病床数を、診療・検査医療機関については、少なくとも保険医療機関の名称、所在地、電話番号及び診療・検査医療機関として対応可能な日時を公開する必要がある。

② 自治体のホームページにおいて公開されるまでの間、当該保険医療機関のホームページ等において公開していることをもって、当該要件を満たしているものとして差し支えない。

3 電子的保健医療情報活用加算について

Q1 施設基準において、「当該情報を活用して診療等を実施できる体制を有していることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること」とされているが、医療機関の窓口や掲示板に「マイナ受付」のポスターやステッカーを掲示することでよいか。

A1 よい。

5月末 締切迫る!

8月1日から大きく制度改善

もっと

よくなります!

休業保障制度

- ✓ 入院は1日目からお支払いします
- ✓ 自宅療養は4日目からお支払いします

さらに、入院し2日目から自宅療養しても免責なしでお支払いします



もちろん

新型コロナウイルスも
手厚くお支払いします

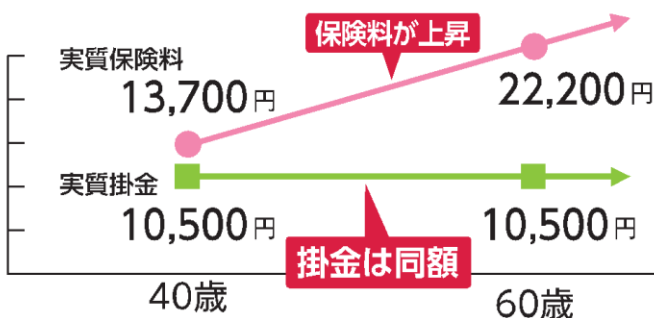
休業保障制度がコスパで圧倒!

40歳で
月額100万円
補償に
加入したら

他団体の
所得補償保険

VS

協会の
休業保障制度



所得補償保険は、保険料が戻ってくる（無事故戻し20%、法人だと経費で節税約30%）と宣伝していますが、年齢とともに**保険料がどんどん上昇**していきます。

（休業保障制度40歳加入時の掛金は1円3,000円×5円、将来お返りする脱退一時金を掛金の30%、1カ月当たり入院10H+自宅療養20Hとして試算）

兵庫県保険医協会共済部 Tel.078-393-1805